

滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部設置規程

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ有機的に推進するため、滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画施策の推進に関する基本的かつ総合的な事項に関すること。
- (2) 男女共同参画施策の推進に係る関係行政機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画施策の推進について必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
 - (2) 本部長
 - (3) 幹事
 - (4) 連絡員
- 2 本部長は、商工観光労働部を担任する副知事をもって充てる。
- 3 本部長は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 連絡員は、別表第2に掲げる職にある幹事がその職の属する機関の職員のうちから推薦する者をもって充てる。
- 6 知事は、第3項に定める者のほか、必要と認める者を本部長に命じ、または委嘱することができる。

(構成員の職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統轄する。

- 2 本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する本部長がその職務を代行する。
- 3 本部長は、所掌事務を処理する。
- 4 幹事は、本部長を補佐し、所掌事務を整理する。
- 5 連絡員は、幹事を補佐し、推進本部の事務に従事する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長会議、幹事会議および連絡員会議とし、本部長が招集する。

- 2 本部長会議は、本部長および本部長で構成し、第2条に規定する所掌事務について審議決定する。
- 3 幹事会議は、商工観光労働部次長および幹事で構成し、第2条に規定する所掌事務について協議する。
- 4 連絡員会議は、商工観光労働部女性活躍推進課長および連絡員で構成し、第2条に規定する所掌事務の協議に必要な事務を行う。

(事務局)

第6条 推進本部の事務を処理するため、商工観光労働部女性活躍推進課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この訓令は、平成18年7月19日から施行する。

付 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この訓令は、平成19年12月22日から施行する。

付 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この訓令は、平成23年7月26日から施行する。

付 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

付 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この訓令は、平成28年6月10日から施行する。

付 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総合政策部長 総務部長 県民生活部長 琵琶湖環境部長 健康医療福祉部長 商工観光
 労働部長 農政水産部長 土木交通部長 会計管理者 企業庁長 病院事業庁長 議会事
 務局長 教育委員会教育長 人事委員会事務局長 監査委員事務局長 労働委員会事務局長
 警察本部長

別表第2（第3条関係）

総合政策部	広報課長 企画調整課長 防災危機管理局副局長
総務部	管理監(女性職員活躍・コンプライアンス担当) 私学・大学振興課長 人事課長 市町振興課長
県民生活部	県民活動生活課長 人権施策推進課長 スポーツ局副局長
琵琶湖環境部	環境政策課長
健康医療福祉部	健康福祉政策課長 医療政策課長 健康寿命推進課長 医療福祉推進課長 障害福祉課長 薬務感染症対策課長 子ども・青少年局副局長
商工観光労働部	管理監(女性活躍担当) 商工政策課長 中小企業支援課長 モノづくり振興課長 労働雇用政策課長 女性活躍推進課長 観光交流局副局長
農政水産部	農政課長 農業経営課長
土木交通部	監理課長
会計管理局	管理課長
企業庁	経営課長
病院事業庁	経営管理課長
議会事務局	総務課長
教育委員会事務局	教育総務課長 教職員課長 高校教育課長 幼小中教育課長 特別支援教育課長 人権教育課長 生涯学習課長 保健体育課長
人事委員会事務局	次長
監査委員事務局	次長
労働委員会事務局	次長
警察本部	警務課長 生活安全企画課長